

第三次環境基本計画(循環型社会関連部分)と現行の循環型社会形成推進基本計画の対照表

注1) 環境基本計画中の下線は現行の循環基本計画に盛り込まれていない内容
 注2) 比較をしているため、循環基本計画において順番を入れ替えている箇所がある。

資料1-2

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。)は循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。</p> <p>また、循環基本計画は、平成14年9月のヨハネスブルク・サミット実施計画に基づき各国が策定する持続可能な生産・消費形態への転換を加速するための10年間の枠組みでもあります。</p> <p>今日、経済活動のグローバル化により日常生活の様々な分野にまで国際的な相互依存が極めて高くなっており、国際的に連携をとり、国際社会と協力し合いながら循環型社会の形成を図っていきます。</p>
<p>1 現状と課題 (1) 現状</p> <p>従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有しています。</p> <p>このため、我が国では、毎年、約4億5千万トンという膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物等(注1参照)の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、最終処分場(埋立場)の残余容量の逼迫等様々な局面で深刻な状況が生じています。</p> <p>また、こうした活動様式は化石資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化問題等の地球規模での環境問題にも密接に関係しています。</p>	<p>第1章 現状と課題 第1節 現状 1 非持続的な20世紀型の活動様式</p> <p>人類が20世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらしてきましたが、他方で、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有していました。</p> <p>このため、国内的には、毎年、約4億5千万トンという膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物等(廃棄物に加えて使用済物品、副産物等を含むもの)の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の高まりの顕在化、産業廃棄物の場合であれば全国で約4年、首都圏で約1年の残余年数となる最終処分場(埋立場)の残余容量の逼迫など深刻な状況が続いています。</p> <p>一方、こうした活動様式は、国際的にも、天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化問題などの地球規模での環境影響の問題を生じさせています。人類が21世紀においても、このような経済社会活動を続けることは、環境の容量の制約に突き当たることを意味し、持続可能な発展は望むべくもありません。</p>
<p>近年の我が国経済社会におけるものの流れ(物質フロー)の傾向をみると、約20億トンの総物質投入量に対し、全体の約5割がエネルギー消費や廃棄物として環境中に排出されています。また、リサイクル等により循環的に利用されている量を示す循環利用量は、若干改善しつつあるものの、全体の約1割に過ぎません。</p>	<p>2 物質フローの状況</p> <p>平成12年度における我が国の物質収支を概観すると、約21.3億トンの総物質投入量に対し、その約3分の1に当たる量(約7.2億トン)が廃棄物や二酸化炭素という形態で環境中に排出されています。他方、循環利用量は約2.2億トンと総物質投入量の1割に過ぎません。</p> <p>また、資源採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるか又は廃棄物などとして排出される「隠れたフロー」が、国内では約10.9億トン(資源採取量約11.2億トンの0.97倍)、国外では約28.3億トン(資源採取量約7.2億トンの3.9倍)の計39.2億トンも生じているとの推計もあります。</p>
<p>一方、循環型社会形成に向けた取組をみると、法的基盤の面では、平成12年に循環基本法の制定、数次にわたる廃棄物処理法の改正、平成17年の使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の施行までの各種リサイクル法の制定等により、その充実が進みつつあります。</p> <p>特に、循環基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収(注2参照)、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています(ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわることなく、より適切な方法を選択します)。</p>	<p>3 法的整備の基盤</p> <p>このような状況に対応するため、21世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を指向する「循環型社会」という考えが提起され、この循環型社会の実現に向けた道程を明らかにするために20世紀最後の年である平成12年6月に循環型社会形成推進基本法(循環基本法)が制定されました。</p> <p>また、この循環基本法と一体的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)が改正され、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法:再生資源の利用の促進に関する法律の改正)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が成立しました。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
<p>また、同法に定める基本原則を踏まえ、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては事業者や国民等の排出者が一義的な責任を有するという「排出者責任」の考え方と、製品の製造者等が製品の使用後の段階等で一定の責任を果たすという「拡大生産者責任(EPR: Extended Producer Responsibility)」の考え方が、廃棄物処理法や各種リサイクル法に取り入れられました。</p>	<p>さらに、平成14年7月には使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)が成立し、既存の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)などと併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進する法的基盤は整備されつつあります。</p>
	<p>4 施設等の整備</p> <p>廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設は循環型社会の形成を図る上で不可欠なものです。このため、一般廃棄物に係るごみ処理施設、産業廃棄物の中間処理施設、下水道や浄化槽などの汚水処理施設、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場等の整備が進められています。</p> <p>また、廃棄物等に関する情報の迅速かつ的確な把握、分析及び公表に向けた統計情報の整備、製品の素材開発や生産工程から循環的利用、処分に至るまでの循環型社会の形成に資する調査研究の実施、科学技術の振興等が進められています。</p>
<p>また、これらの法的基盤の整備と併せて、平成15年に策定された「循環基本計画」に基づき、循環型社会の形成に不可欠な施設の整備、調査研究の実施、科学技術の振興等が進められています。さらに、ごみの分別や製品への環境配慮の取組等、国民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体、国等の関係主体による取組も広がりつつあります。</p>	<p>5 国民等の自発的な活動の推進</p> <p>国民や事業者が、自らの日常生活や事業活動に伴って廃棄物等を発生させていることを認識し、循環型社会の形成に向けてそれぞれが担うべき責任と果たしうべき役割について理解を深め、具体的な活動を進めていくことが望まれます。</p> <p>このため、環境教育・環境学習の振興、民間団体による資源回収やフリーマーケットの開催などの自発的活動を促進するための情報提供、国及び地方公共団体の職員を含め循環型社会の形成に資する人材の育成などが進められています。</p> <p>また、事業者においては、循環型社会に向けての製品への配慮、循環型社会ビジネス(廃棄物処理業、再生資源流通業、再生資源加工業、リユース製品流通業、処理装置等の製造業、環境コンサルタント業など)などが進展しつつあります。</p>
<p><u>国際的な視点に立つと、中国等のアジア諸国をはじめとした途上国の経済発展等を背景として、廃棄物を含む循環資源の国際的な移動が増加しており、地球規模での適正な資源循環を確保することが重要となっています。</u></p> <p><u>このため、平成16年のG8サミットでは、我が国の提案により、廃棄物等の3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))を通じて国際的に循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」が合意され、これを踏まえた取組が求められています。</u></p>	
<p>(2) 課題</p> <p>以上のような社会経済システムや物質フローの現状を踏まえると、現在の取組を一層充実させ、ライフスタイルの変革も含め、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続的な循環型社会の形成を実現していくことが喫緊の課題となっています。</p> <p>特に、循環基本法に掲げる政策目的の達成に向け、廃棄物等の発生抑制を最優先の課題としつつ、国内外において、循環資源の循環的な利用の促進、適正な処分の確保を進めるよう、廃棄物処理法や個別のリサイクル関連法の充実等により、施策体系の一層の強化充実を図ることが必要です。</p> <p>また、地域の実情に即した循環型社会づくりの取組や、国際的に適正な資源循環を確保するための取組等を早急に講じていくことが必要となっています。</p> <p>これらに合わせて、循環型社会の形成を担う、関係主体それぞれの役割を明確化するとともに各主体間の連携を促進していくことが急務となっています。</p>	<p>第2節 課題</p> <p>1 循環を基調とする社会経済システムの実現</p> <p>以上のような現状の中で、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の適切な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を本格的に進める必要があります。</p> <p>特に、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量を最小化し、再生資源や再生可能な生物由来の有機性資源であり、持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスの利用を推進していく必要があります。</p> <p>また、資源の循環に要するエネルギーが増大することは新たな環境の負荷を生むこととなるため、循環に要するエネルギーの効率的な利用やバイオマス等の再生可能エネルギーの利用の推進を図っていく必要があります。さらに、効率的な静脈物流の整備を進めていく必要があります。</p> <p>隠れたフローについては、必要以上の資源採取をしないことや採取方法の工夫などを通じて低減していく必要があります。</p> <p>2 廃棄物問題の解決</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>近年、廃棄物の排出量の高水準での推移を背景に、不適正な循環的利用及び処分、最終処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の多発とその原状回復方策の確立などといった課題が顕在化しています。これらの問題の解決は、循環型社会形成の前提となるものです。</p>
<p>2 中長期的な目標 上記課題に取り組むに当たり、以下に示すように、循環を基調とした社会経済システムの姿を2025年頃 に実現していくことを中長期的な目標とします。</p>	<p>第2章 循環型社会のイメージ 今後、排出者責任や拡大生産者責任(EPR:Extended Producer Responsibility)に基づく 制度の拡充、不法投棄の未然防止、取締りや原状回復などの体制の確立、各主体の自主 的行動を促す経済的手法の適切な活用、各種手続の合理化などが推進されます。</p> <p>また、循環型社会ビジネスが進展するとともに、国民、NPO(非営利組織)・NGO(非政府組 織)、事業者なども、循環型社会の形成に向けて、志を高く持ち、積極的な取組を行うこと により、各主体が相互に協力しあってそれぞれが自らの役割を果たしていきます。</p> <p>このような各主体の取組が十分なされることにより、平成22年頃までに、例えば次のような イメージで代表される循環型社会が形成され、現在及び将来の国民が健康で文化的な生活 をおくれるようになります。</p>
<p>(1) <u>資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり</u> <u>環境と経済の間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境もよ くなっていくような関係(環境と経済の好循環)を国内のみならず、国際的にも広く実現していきます。</u> <u>特に、化石燃料や鉱物資源等、自然界での再生が不可能な資源の使用量を最小化し、再生資源や再 生可能な生物由来の有機性資源であるバイオマスの利活用を促進していきます。また、その一環として の自然エネルギーの普及に関する技術開発と基盤整備を進めます。</u> <u>また、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー利用 の一層の循環と効率化を進め、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取組により、資源消費の少 ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくりを進めます。</u></p>	<p>第1節 自然の循環と経済社会の循環 私たちは、経済社会の中で循環を実現していくわけですが、これは自然界における循環を 取り戻すことにつながります。</p> <p>自然界における環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均 衡を保つことにより成り立っています。このような環境の中に生かされている私たちが、自然 界から大量の資源を取り出し、様々なものを大量に生産・消費し、その後、不用となったもの を自然界へ大量に廃棄していく、いわゆる大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を営んで いくことは、自然界へ大きな負荷を与え、ひいては私たちの社会を持続していくことを不可能 にします。</p> <p>これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たに採取する資源をでき るだけ少なくし、長期間社会で使用することや既に社会で使用されたものなどを再生資源と して投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基 本とします。</p> <p>これにより、自然の循環を尊重し、自然に負荷をかけない社会、すなわち、資源を有効に 活用し、豊かな環境の恵みを楽しむ質を重視した社会を将来世代にわたり築きあげて いきます。</p>
<p>(2) <u>「もったいない」の考え方に即した循環の取組の広がり</u>と関係主体のパートナーシップによる加速化 <u>生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの意識が国民の大多数の間で高まり、例え ば、我が国の伝統物品である「ふろしき」を活用するなど、その中で、エネルギー利用や、ものやサービス の選択、消費活動等、暮らしのあらゆる場面において、そのものの本来の値打ちを無駄にすることなく かしていく「もったいない」の考え方に即した様々な行動を広げていきます。</u> <u>また、このような国民の意識・行動の変化を通じて、地域での住民・NGO/NPO・事業者・行政のパート ナーシップに基づく、様々な関係主体が一体となった循環型社会づくりの取組を進め、さらに、意識・行動 の変革を加速するとともに、地域の活性化にも結び付けていきます。</u></p>	<p>第2節 暮らしに対する意識と行動の変化 私たちの暮らしは、地域の自然的特色の中で、身近な自然に親しむことや、地域に賦存す るバイオマスや再生可能エネルギーの利活用、「旬」な食材への嗜好といったような四季の 移り変わりを感じられる自然と共生した暮らし、いわゆる「スロー」なライフスタイル(生活様 式)が定着していきます。そして、20世紀後半に形成された「ワンウェイ型ライフスタイル」は 「循環」を基調としたものに転換されていきます。</p> <p>例えば、身近な「自然」である森林については、100年間かけて木を育てるなど計画的に 管理するとともに、切り出した木材を住宅や家具の材料として、次に再生木質ボードなどとし て利用し、最後に暖房燃料などとして活用されます。また、里山は、山菜やきのこ採りなどを 通じて、自然観察や環境教育の場としても活用されます。</p> <p>「食」については、生産者の名前の付いた商品など顔が見えるものが好まれて消費されま す。また、市街地と耕地が共存している地域では、いわゆる地産地消や肥飼料化された生ご みの活用が行われ、地域内での食と農の連携が進みます。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>「もの」については、家具や道具を自ら手入れしながら長年にわたって使い、磨き上げていくことを尊び、手作りの良さ、手仕事の面白さも評価されるようになります。このようなもったいないという気持ちや良いものを大事に使うという考えから、住宅、家具、家電製品、自動車などに対する買換えのサイクルが長期化するとともに、長期間の使用が可能ないようにデザインされた長寿命(ロングライフ)製品の割合が高まります。</p> <p>また、新しい商品の購入・所有にこだわらないリースやレンタル、長い期間使用していくための修理(リペア)や維持管理(メンテナンス)などのサービスに対するニーズ(需要)が高まります。</p> <p>また、一定の期間で買換えが必要となる家庭用品やある一定の時期にしか使用しない子供用品などについては、所有しなくても機能が利用できればよいという考えから、リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に利用し、賢く合理的に消費するようになります。さらに、買物の際には買物袋や風呂敷などを持参し、不必要な容器や包装はもらわないようにしたり、再生品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品・サービス(グリーン製品・サービス)の購入(グリーン購入)を心懸けたりします。</p> <p>「サービス」については、コンサートや演劇などの芸術や文化に親しむ機会が増えたり、スポーツやキャンプなどのレジャー活動やゆっくりと食を楽しむことなどが多くの人に浸透し、生活の幅が広がります。</p> <p>このように様々なサービスを楽しむ一方、野球やサッカーのスタジアムやコンサート・ホールなどにおいて使い捨ての容器類ではなく繰り返し使えるリユースカップが利用されたり、ホテルやレストランなどの生ごみをたい肥やバイオガスとして利活用する取組が進展するなど、あらゆるサービスにおいて環境への配慮が組み込まれます。</p>
<p>(3) ものづくりの各段階での3Rの考え方の内部化</p> <p>拡大生産者責任に基づく制度の拡充や事業者による自主的取組等を通じ、環境へ配慮した設計(エコデザイン)や、使用後の製品回収の取組等が進み、生産、流通、販売の各段階で3Rの考えを広く取り入れていきます。その一例として、環境負荷低減型のレンタル・リースやサービサイジング等の進展により物の販売からサービスの提供への移行も進めます。</p> <p>これらの取組を通じて、資源利用量は大きく低減するとともに、経済活動ごとにその効果が的確に把握・評価されるよう、よりよい仕組みづくりを不断に行っていきます。</p>	<p>第3節 ものづくりなどに対する意識と行動の変化</p> <p>「ものづくり」については、頻繁なモデルチェンジを行い、大量に販売するという考え方から、使用後の製品の処分にも責任を有するという意識が持たれるようになり、修理、維持管理や機能のアップグレード(更新)など、製品を長期間使用する際に必要となるサービスの提供が増大します。</p> <p>また、製品が不要となった場合の引取りなども行われるようになります。こうしたことを通じて顧客の信頼を得ることが長期的には消費者にも事業者にも望ましい経済活動であるという考え方へと変わっていきます。</p> <p>そして、「もの」の供給者は、消費者の環境保全に対する意向を進んで取り入れていくようになっていくと同時に、新たな技術やシステムを活用したグリーン製品・サービスの提供やビジネスモデルの提案を行うようになります。</p> <p>これにより、国内における循環型社会ビジネスの市場が拡大するのみならず、我が国のグリーン製品・サービスが国際的に評価され、輸出面においても主力産業となります。</p> <p>例えば、「製品」については、環境へ配慮した設計(DfE: Design for Environment)として、製品の使用後のことも考慮に入れ、修理、維持管理やアップグレードが可能な設計、廃棄物となった場合の適正な再使用や再生利用、処分が簡単に行える設計などが行われます。これによって、詰め替え製品や長寿命製品あるいは、より少ない資源で付加価値の高い機能やデザイン性を重視した製品を開発・販売するようになります。</p> <p>また、素材から加工、組立てなどの各過程において有害化学物質の使用を最小限に抑えるようになります。さらに、こうした製品を消費者が利用しやすくなるように、価格設定や商品の情報提供などに関する工夫も行われます。</p> <p>「サービス」については、製品の提供形態として売り切り型に加え、機能を提供するというリースやレンタル制度、良質なものを提供するリサイクルショップ、良いものを大事に長く使うための修理や維持管理などのサービスが伸びていきます。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>「事業活動」については、製品の生産、販売、サービスの提供などの各面において、いわゆる3R(リデュース・リユース・リサイクル)のための取組が積極的に展開されます。</p> <p>製品の生産においては、生産工程と循環利用・処分工程が融合されるとともに、産業間の有機的連携や産業界と地域社会の連携が図られることにより、工場全体で原材料の投入を最小にし廃棄物等を最大限に再使用・再生利用することやある産業の廃棄物等を他の産業の原材料として使用するなどの産業間の共生が進み、廃棄物の排出が抑制されます。オフィスでの事業活動においても、両面コピーの活用やグリーン製品・サービスの利用、照明・冷暖房機器の適切な使用やIT化の進展による在宅勤務の普及など廃棄物等やエネルギーの使用量を減らすような環境へ配慮した行動がさらに進展します。</p> <p>第4節 循環型社会形成へ向けた各主体の活動の活発化</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国・都道府県・市町村は法・条例の制定・適正な施行、循環型の施設の整備を行うとともに、国民、民間団体や事業者などの各主体と連携を図りつつ、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。</p> <p>国民は、自らの生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、廃棄物等の分別・資源回収への取組やグリーン製品・サービスの優先的な購入などライフスタイルの見直しに取り組みます。また、NPO・NGOなどの民間団体の活動への参画・協力、資源回収・清掃活動・フリーマーケットや各種の環境関係イベントへの参加、地域通貨の利用など環境保全活動にも積極的に参加します。</p> <p>NPO・NGOなどの民間団体の活動も活発化し、廃棄物等の再使用・再生利用やグリーン購入の促進、環境教育・環境学習の推進あるいは自然保護のための活動など循環型社会の中で大きな役割を担うようになります。</p> <p>事業者も環境管理システムの導入等を通じて環境経営を推進し、事業活動における環境への配慮の取組を徹底していくとともに、自ら積極的に地域の環境保全活動に参加し、工場やオフィスなどを公開し、地域住民への情報提供や環境教育の場の提供という役割を担い、地域の一員として地域への貢献を図っていきます。また、循環型社会ビジネスを展開しているこれらの各主体がパートナーシップに基づき活動することにより、循環型社会の形成に向け、地域の特色に応じた取組が推進され、美しい街並みや風景、温かい地域コミュニティや地域独自の文化が醸成されていきます。</p>
<p>(4) 廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化</p> <p>循環型社会の基盤としての各種リサイクル施設やバイオマス活用プラント、循環資源の広域移動に対応したリサイクルポート等の整備を進め、新たな循環資源を供給する資源産出拠点となり、自然界からの新たな資源採取の最少化に寄与していきます。</p> <p>これらの施設では、循環基本法に定める循環型社会における施策の優先順位を踏まえ、有害廃棄物も含め、可能な限り再使用・再生利用が推進されるとともに、再使用・再生利用ができない廃棄物等の焼却処理が行われる際には、発電や熱供給といった熱回収を高効率で行っていきます。</p> <p>また、廃棄物等の移動の把握等のための情報基盤や、不法投棄防止等のための人的基盤も整備され、適正な最終処分を図ります。これらの取組を通じて、廃棄物等の不適正な処理を未然防止し、清潔な生活環境を実現していきます。</p>	<p>第5節 廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化</p> <p>廃棄物処理・リサイクルのための法制度等の整備を踏まえて、全国で適正かつ計画的に配置された拠点に、容器包装や家電製品などの廃棄物等を先端技術によってさらに効率的にリサイクル・処理できる総合的リサイクル施設が整備されます。</p> <p>一方、生ごみなどのバイオマスについては、地域圏内にある小規模なリサイクル施設やバイオマス活用プラントなどで適正な循環的利用が行われます。このような拠点的なリサイクル施設などは、私たちの社会において新たな資源を作り出し、供給する資源産出地となると同時に、事業者はこの新たな資源を積極的に利用し、自然界からの新たな資源の採取を最小にします。</p> <p>また、廃棄物処理施設の高度化・集約化や長寿命化が進み、これらの施設では可能な限り再使用・再生利用(マテリアル・リサイクル)を推進し、焼却処理の際には発電や熱供給といった熱回収(サーマル・リサイクル)の機能が付与されるようになります。さらに、どうしても処分しなければならず処理に高度な技術を要するPCB等の有害廃棄物は、専用の施設において、安全かつ適切に処分されます。</p> <p>廃棄物等の輸送に当たっては、環境配慮の観点からトラック輸送に組み合わせて、鉄道や船舶による輸送も行われます。例えば、総合静脈物流拠点港の整備を通じ、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築が図られます。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>最終処分場の整備に当たっては、地域の実情に応じて、広域処分場の整備や既存の処分場に埋め立てられた廃棄物をリサイクルし、減量化し、埋立て容量を再生させるなどの最終処分場の延命化のための取組が進められます。なお、これらの施設は、環境教育の場などとして積極的に活用されるなど、人々に開かれたものとなります。</p> <p>一方、IT等の活用や地域内及び関係機関との連携による不法投棄の未然防止・取締体制が整備されます。また、循環型社会の形成の大前提として、過去の不法投棄の原状回復が不可欠であり、計画的に「負の遺産」が一掃されます。</p> <p>こうした廃棄物等の収集・運搬・再生・処分などの流れを適正な管理のもとに進めるために、情報整備、人的整備が行われます。例えば、廃棄物処理・リサイクルに係る統計情報や、動脈部分のメーカーから静脈部分の廃棄物処理・リサイクル業者までが共有できる情報基盤が整備されます。</p>
<p>5 取組推進に向けた指標及び具体的な目標（注）</p> <p>上記の重点的取組の着実な実施に向けて、循環基本計画に含まれている物質フロー指標、取組指標を中心に、その着実な達成を図りつつ、よりの確に物質循環の状況を把握するための補助的指標の整備を図ります。</p> <p>(1) 物質フロー指標</p> <p>適正な物質循環を確保するため、平成22年度までに、循環基本計画における以下の指標について、同計画の目標の着実な達成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源生産性 約39万円／トン ・循環利用率 約14% ・最終処分量 約28百万トン <p><u>また、よりの確に物質フローの動向を把握していくため、例えば、一時的な土石等の大量採取による資源生産性の変動や海外への古紙等の輸出量の増大による循環利用率の変動等について、その影響を把握できる補助的な指標等について検討を行います。さらに、将来的な課題として、こうした物質フロー指標と結び付けて、他の環境分野とも連携した取組や、現在進んでいる各種経済活動ごとの取組の効果等を把握・推進していく指標等の在り方についても検討を行います。</u></p> <p>(注)5の前に3、施策の基本的方向及び4、重点的取組事項の記載がある。</p>	<p>第3章 循環型社会形成のための数値目標</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体等が関連する法律の着実な施行など次章以降の取組を進めることにより、以下の数値目標の達成を図っていきます。</p> <p>第1節 物質フロー指標に関する目標</p> <p>循環型社会の形成のために、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー（マテリアル・フロー）指標」についての数値目標を設定します。具体的には、物質フローの3つの断面を代表する3つの指標にそれぞれ目標を設定します。</p> <p>また、目標年次は平成32年度頃の長期的な社会を見通しつつ、平成22年度に設定します。</p> <p>【参考】図1 平成12年度の我が国における物質フローの模式図（環境省作成）</p> <p>1 「入口」：資源生産性 $(= \frac{GDP}{\text{天然資源等投入量}})$</p> <p>資源生産性を平成22年度において約39万円／トンとすることを目標とします（平成2年度《約21万円／トン》から概ね倍増、平成12年度《約28万円／トン》から概ね4割向上）。</p> <p>【参考】図2 資源生産性の推移（環境省試算）</p> <p>【参考】図3 資源生産性の国際比較（1,000米ドル／トン《1995年購買力平価基準》：OECD資料、世界資源研究所（米国）資料等より環境省試算）</p> <p>2 「循環」：循環利用率 $(= \frac{\text{循環利用量}}{\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量}})$</p> <p>循環利用率を平成22年度において、約14%とすることを目標とします（平成2年度《約8%》から概ね8割向上、平成12年度《約10%》から概ね4割向上）。</p> <p>【参考】図4 循環利用率の推移（環境省試算）</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>3 「出口」:最終処分量 (= 廃棄物最終処分量)</p> <p>最終処分量を平成22年度において、約28百万トンとすることを目標とします(平成2年度《約110百万トン》から概ね75%減、平成12年度《約56百万トン》から概ね半減)。</p> <p>【参考】図5 最終処分量の推移(環境省調査)</p> <p>なお、天然資源等投入量については、非金属鉱物系資源(土石系資源)の増減が全体に与える影響が大きいこと、持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマス利用は望ましいことなどから、補足的に天然資源等投入量などの内訳(国内外別の化石系・金属系・非金属鉱物系・バイオマス系資源別の値)を計測します。また、国内的な循環と国際的な循環を概観するため、廃棄物等の輸出入量についても計測します。</p> <p>【参考】図6 天然資源等の資源種別内訳(環境省試算)</p> <p>さらに、隠れたフロー量や再使用量、個別品目ごとの物質フローや共通の計算方法による3Rに関する指標についても考慮することが望ましいのですが、現時点では詳細なデータが不足しており、今後、検討していくこととします。</p>
<p>(2) 取組指標</p> <p>循環型社会の形成に向けた取組の進展度を測る取組指標については、循環基本計画に掲げられている「循環型社会形成に向けた意識・行動の変化」、「廃棄物等の減量化」、「循環型社会ビジネスの推進」の指標について、平成22年度までに目標の達成を図ります。なお、これらの指標は、より先進的な地域独自の取組指標を設定していくことも含め、地域における目標設定の参考となることを期待されています。</p>	<p>第2節 取組指標に関する目標</p> <p>循環型社会の形成の取組の進展度を測る指標として、以下のような「取組指標」に関する目標を設定します。</p> <p>また、目標年次は平成22年度に設定します。</p> <p>1 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化</p> <p>廃棄物に対する意識・行動</p> <p>アンケート調査結果として、約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになることを目標とします。</p> <p>2 廃棄物等の減量化</p> <p>(1) 一般廃棄物の減量化</p> <p>1人1日あたりに家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減に、1日あたりに事業所から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減とすることを目標とします。</p> <p>(2) 産業廃棄物の減量化</p> <p>産業廃棄物の最終処分量を平成2年度比で約75%減とすることを目標とします。</p> <p>3 循環型社会ビジネスの推進</p> <p>(1) グリーン購入の推進</p> <p>アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業(東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業)の約50%及び非上場企業(従業員500人以上の非上場企業及び事業所)の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とします。</p> <p>(2) 環境経営の推進</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。</p> <p>(3) 循環型社会ビジネス市場の拡大</p> <p>循環型社会ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にすることを目標とします。</p> <p>なお、個別品目・業種については個別のリサイクル法・計画等に基づき設定されている目標を達成します。</p>
<p>3 施策の基本的方向</p> <p>上記の中長期的な目標を達成するため、国が講じていく施策の基本的な方向は以下のとおりです。</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環とは密接不可分な関係にあり、その両方を視野に入れ、適正な循環が確保されることが重要です。このため、自然環境の保全や環境保全上適切な農林水産業の増進等により、自然界における窒素等の物質の適正な循環を維持、増進する施策を講じます。</p> <p>また、社会経済システムにおいては、廃棄物等の発生の抑制を最優先に、適切な再使用、再生利用の一層の促進を図るなど循環機能を高める施策を講じていきます。</p>	
<p>(2) 各主体の連携とそれぞれに期待される役割</p> <p>循環基本計画に即して、すべての関係主体の連携の下で、その積極的な参加と適切な役割分担により、各種施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p> <p>その際、各関係主体は、以下のような役割を果たしていくことが期待されており、国は、そのための施策を講じていきます。</p>	<p>第5章 各主体の果たす役割</p> <p>国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体(都道府県・市町村)、国等のすべての主体は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要です。</p> <p>具体的には、以下のような取組を進めます。</p>
<p>ア 国民</p> <p>国民は、消費者・地域住民として、廃棄物等の排出を通じて環境への負荷を与える一方で、循環型社会づくりの担い手でもあるとの認識を踏まえた行動をとることが求められます。</p>	<p>第1節 国民</p> <p>国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待されます。</p> <p>具体的には、使い捨て製品の使用や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、エコバッグの利用、再生品や詰め替え製品の優先的な購入やレンタル、リース制度の利用などの環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択、ごみの減量化・リサイクルのための分別収集への協力、自転車や公共交通機関の利用、バイオマスの利活用等の取組により、日常生活に伴う環境への負荷が低減されます。</p> <p>さらに、地域の環境に関心を持つとともに、環境教育・環境学習や環境保全のための活動への参加・協力などにより、地域における循環型社会が形成されます。</p>
<p>イ NGO/NPO</p> <p>NGO/NPOは、自ら循環型社会の形成に資する活動や先進的な取組を行うとともに、各主体による活動のつなぎ手となることが求められます。</p>	<p>第2節 NPO・NGO</p> <p>NPO・NGOは、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことなどを通じて社会的な信頼性を高めるとともに、各主体の環境保全活動のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。</p> <p>具体的には、3Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など地域の環境保全のための活動、国民・事業者などの循環型社会の形成に向けた行動の促進のための環境教育・環境学習や啓発活動、さらに地域コミュニティ・ビジネスとして持続可能かつ広がりのある活動が行われます。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
<p>ウ 事業者</p> <p>事業者は、環境に配慮した事業活動に取り組むことなどにより、自らの持続的発展に不可欠な、「社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)」を果たしていきます。</p> <p>具体的には、法令遵守(コンプライアンス)を徹底し、不法投棄等の不要な社会コストの発生を防止することをはじめ、排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえた廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組等を透明性をもって一層推進していきます。</p>	<p>第3節 事業者</p> <p>事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などをより一層推進していくことが期待されます。</p> <p>具体的には、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、製品の長寿命化や再生資源を始めとする環境への負荷の低減に資する原材料・製品やサービスなどの利用、適正な処理が困難であったり、資源価値の高い製品についての引取りや適正な循環的利用及び処分の実施、資源及びエネルギーの利用の効率化などにより事業活動に伴う環境への負荷が低減されます。</p> <p>製品については、資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境への負荷が低減されるよう、LCAなどを実施し、全段階における環境への負荷を視野に入れた開発が行われます。</p> <p>また、グリーン製品・サービスの普及のため、コストの低減や品質・デザイン性などについて消費者の嗜好を反映した魅力ある製品の開発、製造、流通への取組がなされます。</p> <p>さらに、環境ラベルなどによる製品・サービスなどに係る環境への負荷についての消費者への情報提供や、環境報告書などの作成と公表による事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供、販売時のグリーン製品・サービスの品揃えやディスプレイ(陳列)の工夫などが進められます。</p> <p>事業者のうち廃棄物処理業者の循環型社会の形成に果たす役割は極めて重要であり、廃棄物等の排出者の協力を求めながら、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分が進められるとともに、事業活動に伴う環境への負荷が低減されます。</p>
<p>エ 地方公共団体</p> <p>地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行等に加え、産業の垣根を越えた事業者間の協力も含め、各主体間の連携の場の提供等において重要な役割を果たします。特に、都道府県等は、広域的な観点から、管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は、地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすことが求められています。</p>	<p>第4節 地方公共団体</p> <p>地方公共団体は、地域づくりを推進していく上で重要課題の一つである循環型社会を形成するため、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。</p> <p>具体的には、地域づくりにおいて、廃棄物の分別収集・適正処理はもとより、経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進、廃棄物処理施設などの公共的施設の整備などにより、環境への負荷が低減されます。</p> <p>また、地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者としての役割を踏まえ、NPO・NGO等の民間団体や事業者などと協力して、地域住民のライフスタイルの見直しへの支援や環境に配慮されたグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供など地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策が総合的かつ計画的に進められます。</p> <p>さらに、自らも事業者としてグリーン購入や環境管理システムの導入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、循環基本計画を踏まえ、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定が行われていきます。</p>
<p>(3) 国の取組の基本的な方向</p> <p>ア 国は、循環基本計画の見直しを行うとともに、他の関係主体とのパートナーシップの育成を図るとともに、以下の重点的取組を中心に、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。その際には、各府省間の連携を十分に確保しながら、政府一体となって、環境基本法、循環基本法に即して、各種法制度の適切な運用や事業の効果的・効率的な実施を推進します。</p>	<p>第4章 国の取組</p> <p>国は、循環基本計画を策定し、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの育成を図りつつ、関連する法律の着実な施行を始めとする国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
<p>イ これらの取組の推進に当たっては、従来からの国の施策の枠を超えて、より広い視野で施策の検討を行い、技術(テクノロジー)、価値観、社会システムといった政策の重要な要素を考慮しながら、様々な政策手法を整合的に組み合わせ実施していくことが必要です。 特に、近年新たな課題となっている国と地方との連携による循環型社会の形成、東アジア等における国際的な循環型社会の形成、さらには地球温暖化対策等の他の環境分野と連携し相乗効果を発揮する取組を推進します。</p> <p>ウ 施策の進捗状況や実態の適切な把握に向け、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進します。 特に、現在循環基本計画に位置付けられている物質フロー指標に加え、より詳細な実態把握等を行うための補助指標の内容を検討します。 また、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるよう、情報基盤の整備を図ります。</p>	<p>また、循環型社会の形成のための各主体の活動への支援や情報の整備・提供など各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施します。さらに、自らも事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行していきます。</p> <p>具体的には、以下のような取組を進めます。</p>
<p>4 重点的取組事項</p> <p>循環型社会の形成に向け、以下の重点的施策を中心に、情勢の変化を踏まえて施策の詳細を具体化しつつ、その効果的・効率的な実施を推進していきます。</p> <p>(1) 循環型社会の形成に向けた重点施策</p> <p>ア 自然界における適正な物質循環の確保等の促進</p> <p>大規模な資源採取による自然破壊の防止や、自然界における適正な物質循環の確保に向け、生態系や生物多様性にも配慮しながら、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源等の自然界での再生が不可能な資源の使用量の増大を抑制します。</p> <p>また、再生資源の持続的利用を推進する観点から、バイオマス・ニッポン総合戦略の見直し内容を踏まえたバイオマス等の利活用の促進や、森林の適切な整備・木材利用の推進を図るとともに、自然環境の保全・再生のための施策を講じます。さらに、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する持続的な養殖業等環境保全を重視する農林水産業への移行を促進します。</p> <p>イ 一人一人のライフスタイルに根ざした地域重視の循環型社会づくり</p> <p>循環型社会の構築には、国民一人一人に「もったいないバッグ(買物袋)」の持参等の行動が広まるなど、循環に配慮した持続可能なライフスタイルへの変革が重要です。このため、幅広い年齢層を対象に、学校、地域等の多様な場において、環境教育・環境学習等を総合的に推進します。</p> <p>また、国民、NGO/NPO、事業者等によるコミュニティに根ざした循環型社会づくりを促進するため、例えば、リユースカップの活用等、各主体が連携した発生抑制対策等の先進的な取組を支援します。また、今後急増が見込まれる高齢者の持つ知識や技術の活用・継承等も図りつつ、地域住民の積極的な参画による生活用品のリサイクルの取組やフリーマーケットの開催等を促進します。</p> <p>なお、これらの先進的な取組の情報を広く提供する際には、NGO/NPO等の民間団体等と連携しながら、各種キャンペーンの効率的な実施やインターネット、マスメディア等の様々な媒体の活用を推進します。</p> <p>さらに、このような地域における取組を反映しながら、国全体の観点と地域の実情を踏まえて、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成のための地域計画を策定し、循環型社会の形成のための基盤の整備を推進していきます。</p>	<p>第1節 自然界における物質循環の確保</p> <p>自然界における物質の循環の確保のため、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量の増大を抑制し、再生資源や持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスなどの活用を促進します。 また、バイオマスなどの再生可能エネルギーの積極的な利活用を行うとともに、森林整備などの自然環境の保全のための施策を講じます。なお、バイオマスの有効活用については、バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)の着実な実施を図っていきます。</p> <p>第2節 ライフスタイルの変革</p> <p>循環型社会の形成を着実に推進するため、環境教育・環境学習などを、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象として、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進します。</p> <p>また、国民、NPO・NGO及び事業者などによるリースやレンタル制度の普及、リサイクル・リペアショップの利用、フリーマーケットの開催、グリーン購入、エコバッグ(買物袋)の持参、廃棄物等の回収などのリユースやリサイクルの活動が促進されるよう、必要な情報の提供などの支援を行います。</p> <p>なお、このような情報提供に当たっては、幅広い層への意識啓発を進めるため、NPO・NGOなどの民間団体等と連携しながら各種の集中的なキャンペーンの実施やマスメディアを含む様々な媒体の活用留意します。</p>
<p>ウ 循環型社会ビジネスの振興</p> <p>グリーン購入を通じて再生品等のグリーン製品・サービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用するとともに、物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービサイジング等の活用による取組を推進します。</p>	<p>第3節 循環型社会ビジネスの振興</p> <p>循環型社会の形成を積極的に推進するため、国自らも事業者・消費者としてグリーン購入などを行うとともに、各主体が再生品などのグリーン製品・サービスや再生可能エネルギーなどを積極的に利用し、循環型社会ビジネス市場が成育するよう、環境ラベリングやグリーン製品・サービス関連情報の提供、再生品などの品質・安全性等に関する評価基準と試験評価方法に関する規格化の推進などを行います。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
<p>また、循環型社会ビジネス市場が拡大するよう、環境ラベリングやグリーン製品・サービス関連情報の提供、再生品等に関する規格化の推進等を行います。</p> <p>さらに、3Rに配慮した製品の製造等を含め、事業活動における環境配慮を確実に実施していくため、環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の自主的取組を促進します。</p> <p>加えて、関係者が市場メカニズムに基づき、循環型社会の形成に自主的に取り組むことを促すための経済的手法の効果等について検討します。</p> <p>一方で、循環型社会ビジネスの役割の一つとして、廃棄物等を適正に処理していくことも重要であることから、廃棄物の処理に係る法規制の徹底を図りつつ、「悪貨が良貨を駆逐する」ことのないよう、産業廃棄物処理業等の分野における優良企業の育成を推進します。</p>	<p>また、各主体が自主的にグリーン購入をすること、市場メカニズムに基づき適切な費用分担が行われることなどを促すための税・課徴金、デポジット制、ごみ処理手数料等の経済的手法の効果などについて検討します。</p> <p>さらに、循環型社会ビジネスの振興のため廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続の合理化や法規制の徹底を図るとともに、事業活動への環境配慮の織り込みを確実なものとしていくため中小企業を含めた事業者における環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表などの自主的取組を促進します。</p> <p>特に、循環型社会の形成の礎となる廃棄物処理業については、市場の不透明さや一部の業者の不法投棄などの不適正な行為が業界全体のイメージを下げている状況を踏まえ、適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、第三者機関などによる優良業者の格付制度の導入や表彰の実施、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育の場として積極的に開放していくための検討などを行います。</p> <p>一方、地域の特性を生かしつつ、民間団体や自治体が行う生ごみや廃油の回収・処理による肥飼料化などの再資源化活動を営利的・持続的に行ういわゆる地域コミュニティー・ビジネスの成育を図ります。</p> <p>循環型社会の形成に資する科学及び技術については、製品の生産工程における廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用などが促進されるような製品設計・生産システムの工夫や環境への負荷の小さい素材開発等グリーンインダストリーの推進を行うとともに、技術開発・普及のため、技術情報やライフサイクル・アセスメント(LCA:Life Cycle Assessment)等の製品情報などの収集・整理・提供を図ります。</p> <p>このため、産学官の連携のもと、試験研究体制の整備、産業ニーズに沿った研究開発の推進及びその成果の普及、環境技術の環境保全効果等の第三者評価システムの構築、環境技術に関する専門性の高い、幅広い人材を確保するための研究者・技術者の養成、中小企業を始めとする事業者に対する技術指導などの措置を適切に講じます。</p> <p>また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講じます。</p>
<p>エ 循環資源の適正な利用・処分にに向けた仕組みの充実</p> <p>循環基本法に定める優先順位に基づき、排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ、廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環的利用及び処分にに向けた取組を推進します。</p> <p>特に、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、国際的な整合性の観点を踏まえつつ、製品の特性に応じたライフサイクルを考慮した設計・製造の推進等、<u>廃棄物の発生抑制につながる上流対策等の一層の充実を主眼に、各種リサイクル制度の強化を図ります。</u>加えて、経済的なインセンティブを活用した取組として、一般廃棄物処理の有料化の取組を推進していきます。</p> <p>また、製造工程や製品に使用される有害物質について、日常生活への影響の大きさに照らし、国際的な動向も踏まえながら、その使用量を極力低減しようとする自主的取組の促進やその管理・情報提供を促す仕組みを整備します。加えて、廃棄物等の有害性の評価をはじめ、廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等を実施します。</p> <p>さらに、廃棄物等の適正処理の確保に向け、地域住民との対話の推進を図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応を推進します。</p>	<p>第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現</p> <p>廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を推進するため、循環基本法に定める優先順位に基づき、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分を行います(ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわることなく、より適切な方法を選択します)。</p> <p>また、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、事業者や国民などの排出者が一義的な責任を有するという排出者責任の考え方と、製品の製造者などが製品の使用後の段階などで一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方に基づき、製品ごとの特性に応じて、具体的措置の一層の推進を図ります。</p> <p>特に、製品の製造者などが製造工程や製品に使用される有害物質について、その使用量を極力低減しようとする自主的取組を促進するとともに、有害物質の適正な回収・再生利用・処分の仕組みを整備します。さらに、廃棄物等の有害性の評価を始め、廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響などの調査研究、適正処理技術の開発や普及などを実施します。</p> <p>建設工事に伴って発生する廃棄物等については、産業廃棄物全体の発生量及び最終処分量に占める割合が高く、法律、国の指針等に基づき、その再資源化を進めるとともに、公共工事等において再生資材の利用を推進するなど、循環型社会の形成に向けた取組を着実に進めます。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
<p>加えて、アスベストやPCB等、有害性や処理の困難性に照らして特別の対応が必要な物質について、その時々科学的知見を最大限に活用しつつ、社会コスト低減の観点を踏まえ、その適正処理の仕組みの充実を図ります。</p> <p>このほか、不法投棄の防止については、「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、施策の着実な推進を図ります。</p> <p>オ 循環型社会の形成に向けた国際的な取組の推進</p> <p><u>国際的に適正な資源循環を確保していくため、中央環境審議会における検討を踏まえつつ、「ゴミゼロ国際化行動計画」に沿って、人材育成や技術協力を通じた途上国における循環型社会形成の支援や、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約による有害廃棄物の適正管理の取組等廃棄物等の国際的な移動による汚染を防止するための方策を講じます。</u></p> <p><u>その際には、多様な関係主体の参画・連携を促進し、政府部内においても、リサイクルポートの整備等を通じた適切かつ効率的な国際静脈物流システムの検討等を推進します。</u></p> <p><u>さらに、これらの取組を通じて、平成24年までに東アジア地域における循環型社会のビジョンの策定を図っていくなど、将来的には、予防的な取組方法といった国際的な原則を踏まえつつ、循環資源をめぐる国際的なルール・枠組みづくりへの貢献を目指します。</u></p> <p>カ 地球温暖化対策等の他の環境分野との連携の強化()</p> <p><u>循環型社会づくりと脱温暖化社会づくりの取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、両者の相乗効果(シナジー)を最大限に発揮するよう、分野横断的な対策を推進していきます。</u></p> <p><u>特に、廃棄物等の3Rの進展が阻害されないよう十分留意しながら、「京都議定書目標達成計画」に沿って、廃棄物熱回収の促進や廃棄物発電の導入促進を図ることとし、廃棄物やバイオマスを利用した高効率の熱回収・発電施設の整備等を促進します。</u></p>	<p>一方、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境の保全上の支障の防止及び除去等のため、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化、不適正処理などの違法行為を抑止するための監視・取締りなどにより不法な処分を防止するとともに、万が一、不法な処分がなされた場合には、適切かつ迅速な原状回復の推進を図ります。</p> <p>経済のグローバル化に伴う国際的な循環については、環境規制が十分に整備されていない国への廃棄物等の輸出が結果的に現地での環境破壊を招くことについての国際的な関心の高まりを踏まえ、バーゼル条約による有害廃棄物に対する環境に配慮した管理の取組などを進めます。</p> <p>また、各国の実情の把握とその状況に合わせた我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムの提供や研修生の受け入れの実施、輸出港の集約化など効率的な国際静脈物流システムの検討などを行っていきます。</p> <p>さらに、各地域におけるごみの散乱防止のための対策を検討するとともに、必要な啓発などを行います。</p>
<p>キ 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供</p> <p>我が国の物質フローの状況や、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況、将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の利用・処分の環境影響等について、正確な情報を迅速に把握し、分析を行います。</p> <p>また、これらの情報を関係者が入手し、利用・交換できるようにするとともに、それぞれの廃棄物等の適正な処分の確保についても、電子マニフェストなどの情報技術の一層の活用を図ります。</p>	<p>第5節 循環型社会を支えるための基盤整備</p> <p>循環型社会の形成を図る上で、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設は不可欠です。これらの施設については、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供すなわちPFI(Private Finance Initiative)の手法など様々な手法を活用して、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、その整備を促進していきます。</p> <p>また、適正処理を確保するために、最終処分場などについて、引き続き整備を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。</p> <p>特に、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者の責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、安全かつ適正な最終処分場を確保します。</p> <p>なお、これらの施設整備に当たっては、積極的に情報公開や、地域住民との対話の推進を図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、進めていきます。</p>

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	現行の循環型社会形成推進基本計画
	<p>リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、トラック輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において鉄道や海運を活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。</p> <p>一方、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境への影響などについて、正確な情報を把握し的確な分析を行うとともに、ITの活用も図りながら、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるようにします。</p> <p>また、事業者、大学、研究機関、国、地方公共団体、NPO・NGOなどの産学官民において、人材交流や情報交換などを促進し、人材の質的・量的充実を図ります。さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員を始めとする指導者に対する研修制度などの充実により、その資質の向上を図ります。</p> <p>このほか、循環型社会の形成のためには、地域における取組が重要であり、そのような取組において果たす役割の大きい地方公共団体の講ずる施策に対し、必要な財政的及び技術的支援を行うとともに、循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域におけるNPO・NGOなどの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していきます。</p>
<p>(2) 施策のより効率的・効果的な実施に向けた取組</p> <p>本基本計画に基づく施策の実施に当たっては、循環基本計画の進捗状況の評価・点検の仕組みも活用しながら、その効果的・効率的な実施を図ります。</p> <p>また、本基本計画を受けて実施すべき具体的な施策の詳細については、社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、平成19年度中を目途に、新たな循環基本計画において体系的に位置付けます。特に、個別リサイクル法については、関係者間の適切な役割分担を踏まえ、平成17年度から施行開始年度に応じ順次、評価・検討を着実に実施します。</p> <p>(注)以下</p> <p>5 取組推進に向けた指標及び具体的な目標</p> <p>(1)物質フロー指標</p> <p>(2)取組指標</p>	<p>第6章 計画の効果的実施</p> <p>第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検</p> <p>循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見を聴きながら、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて、環境基本計画の点検との連携を図りつつ循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。</p> <p>中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して報告することとされている年次報告(循環型社会白書)などに反映します。</p> <p>また、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、循環基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。</p> <p>第3節 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール(工程表)の確立</p> <p>今後、政府が循環型社会の形成に向けて取り組む法律の施行や施策の実施については、別表のスケジュール(工程表)のとおりです。</p> <p>第2節 関係府省間の連携</p> <p>政府は、閣議のほか関連する閣僚会議・関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図り、循環基本計画に掲げられた循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。</p> <p>また、環境基本計画を除く国の他の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。</p> <p>特に、地球温暖化対策や自然界における物質循環など循環型社会の形成と密接な関係にある他の施策との有機的な連携を図っていきます。</p>